



全議 M 1 第 2 号
平成 27 年 1 月 23 日

各市議会議長 殿

全国市議会議長会
会長 佐藤 祐文

地方自治法改正に伴う標準市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、標準市議会委員会条例の一部を別添のとおり改正

したので、通知いたします。

【問合せ先】

全国市議会議長会 調査広報部

Tel. 03-3262-2303

標準市議会委員会条例の一部改正の趣旨等について

【改正趣旨】

先の第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたため、標準市議会委員会条例第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるのが今回の改正の趣旨です。

なお、同条中のもう一つの改正事項である「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改めることについては、平成11年の地方自治法改正に合わせた改正です。

【留意事項】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則には、現在の教育長と教育委員会の委員長の任期についての経過措置が規定されているため、現在の教育長と教育委員会の委員長の任期満了日が施行日以降の場合は、委員会条例にも経過措置を設けることが必要です。

このことから、全国都道府県議会議長会の標準委員会条例に規定した経過措置を参考に、本会の標準委員会条例にも同様のものを設けました。

標準市議会委員会条例の改正部分新旧対照表

新	旧
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の<u>教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に<u>基づく</u>委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、<u>農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づき</u>委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>

〇〇市議会委員会条例の一部を改正する条例

〇〇市議会委員会条例（昭和〇〇年〇〇市条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附 則

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この条例による改正後の第二十一条の規定は適用せず、この条例による改正前の第二十一条の規定は、なおその効力を有する。